

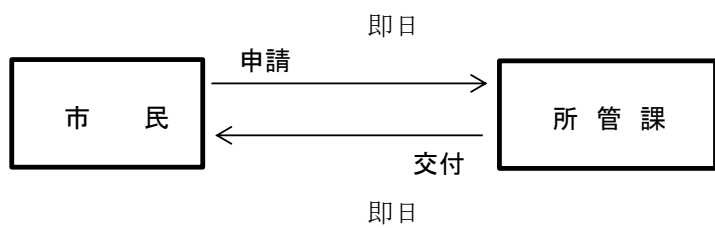
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 128

処 分 名	負担限度額認定証の再交付申請	
処 分 の 概 要	申請に基づき、認定証等を再交付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則(平成11年第36号)	
条 項	第83条の6第7項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	介護保険法施行規則第83条の6第7項の定めによる。	
<p>【根拠法令等】 介護保険法施行規則 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 前条各号のいずれかに該当する旨 二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 五 被保険者証の番号 六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別</p> <p>2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>3 第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。</p> <p>4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行ったときは、様式第一号の二の二による認定証(以下「認定証」という。)を、当該認定を行った要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。</p> <p>一 前条各号のいずれにも該当しなくなったとき。 二 認定証の有効期限に至ったとき。</p> <p>6 第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 二 再交付申請の理由</p> <p>8 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。